

保育所・小規模保育事業 A 型設置運営事業者募集に係る質問と回答

※更新部分は朱書きで記載しております。

第 6 版（平成 30 年 1 月 30 日）

	質問	回答
1	認可保育所しか運営していなくても、応募はできるか。	応募できます。 応募資格の詳細については、募集要項 2 頁の「4 応募資格」をご覧ください。
2	建設費用について、要綱以外に市からの補助はあるか。	募集要項 10 頁の「12 建設費及び運営費にかかる補助」に記載のとおり補助をする予定です。
3	現地見学会について、参加申込書を提出して、その後キャンセルすることは可能か。	参加申込書を提出された事業者は原則参加してください。 なお、参加申込書の提出後に参加できない事情が生じた場合は、現地見学会実施前に電話又はメールにてご連絡ください。
4	事前登録書の提出の際には添付書類は必要ないか。	必要ありません。 事前登録書のみをご提出ください。
5	浜芦屋町 30 番の敷地について、敷地測量図、敷地求積図などの資料提供をいただくことは可能か。	法務局に提出されている地積測量図はありません。ただし、平成 3 年 3 月 5 日付の測量図がございますので、資料を追加掲載します。 なお、測量図の内容が現状とは異なる可能性があるため、応募にあたっては、募集要項 17 頁に記載されている寸法を参考にご検討ください。
6	現地見学会について、法人の職員ではない設計士を同行してもよいか。（2 名のうちの 1 名として。）	1 事業者 2 名以内であれば構いません。
7	募集要項の「4 応募資格」の（2）について、複数の施設を同時に運営している場合、それぞれの運営期間を合算して 3 年以上になれば条件を満たしていると言えるか。	条件を満たしません。 募集要項 2 頁の「4 応募資格」の（2）に記載している条件は、現に認定こども園として運営している施設については、認定こども園に移行する前の期間も含むことができるという趣旨です。現に運営している施設が複数ある場合にそれぞれの運営期間を合算するという趣旨ではありません。
8	芦屋ハートフル福祉公社敷地の西側と南側の隣地は、それぞれ駐車場か。	現状では、西側は住宅及び民間施設の事業用駐車場になっており、南側は時間貸し駐車場となっています。
9	芦屋ハートフル福祉公社敷地について、残さなければならぬ樹はあるか。	敷地内に保護樹等はありませんが、募集要項 2 頁に記載のとおり緑の保全地区「浜芦屋町、松浜町地区」に該当しますので、既存樹木はできるだけ残すなど適切な計画を行ってください。
10	芦屋ハートフル福祉公社敷地境界の塀やフェンスは、当該土地か隣地かどちらの所有か。	所有の確認はできておりません。
11	既存建物の床面積は何㎡か。	513.37 ㎡です（過去に既存建物の一部を増築した際の申請面積。車庫・駐輪場を含む。）。

12	解体撤去について、アスベスト等の留意すべきことはあるか。	過去に市で実施した吹付けアスベストに関する調査については、市のホームページ（「吹付けアスベストの実態調査」）で公表しています。 その他処理費用が必要と考えられるものが存在する可能性がございますので、事業者で調査のうえ適切に解体撤去をお願いします。
13	既存建物にアスベストが含まれていた場合、処理費用は別途補助されるか。	現段階では、解体撤去費としては市単独補助の2,100万円以上の補助は予定しておりません。
14	既存建物は全て解体し、園舎は新築するという理解でよいか。	そのとおりです。
15	近隣住民から反対されることはないか。	11月9日、11日に住民説明会を行っておりますが、反対意見もございました。詳細は、ホームページにて議事録を掲載しておりますのでご確認ください。
16	事業者決定後の説明会には市の職員も同席してもらえるのか。	市の職員も同席する予定ですが、主催は事業者で行ってください。
17	ごみステーションは移設してはいけないのか。	移設を禁止する規定はございませんが、現在そのステーションを利用されている皆様とご調整を頂く必要があるとともに、場合によっては手続も事業者で行う必要があることを踏まえ、ご提案ください。詳細は、市のホームページ（「FAQ 家庭ごみステーションの新設・移設について」）をご確認ください。
18	日影規制等の規制は他の地域とは異なるのか。	地域によって異なります。 募集要項には当該地区の規制を記載しております。
19	芦屋市分庁舎に関して、消防署に面した北側部分のスペースに緊急避難車を置くことはできるか。	置くことはできません。
20	芦屋市分庁舎に関して、小規模保育事業A型部分の東側の扉を、食材搬入の出入り口として使用することは可能か。	東側の出入り口は非常口としての利用を想定して設計されています。また、芦屋市消防団精道分団の建物に面した北側部分のスペースは車路としての設計であることを踏まえ、ご提案ください。
21	様式2-6について、平成28年度処遇改善加算決定通知は全園分提出すべきか。 また、処遇改善加算額をどこに記入すればよいか。	様式2-6の「事業者が運営する児童福祉施設一覧（平成28年度実績（その1）」に記載される全ての施設分についてご提出ください。 また、処遇改善加算決定通知は、職員の平均経験年数を確認するための資料なので処遇改善加算額の記載は必要ありません。
22	様式7の添付書類に避難経路図とあるが、本募集における施設の避難経路図か、現在法人で運営している既存施設の避難経路図かどちらを提出すべきか。 また、既存施設の場合、全園分が必要か。	本募集における保育所及び小規模保育事業A型両方の避難経路図をご提出ください。
23	保育所等整備補助金の算定について、対象となる交付基	参考とすべき交付基準額表を追加掲載します。

	準額表や各加算についてはどのように判断すればよいか。	算定にあたっては、「整備交付金の算定方法の例について（保育所）」の「2. 算定例」を参考にしてください。 ただし、対象となる交付基準額表や基準額、各加算については今後変更となる可能性があります。
24	運営費補助金に関して、補助要項の閲覧もしくは資料の提供はしていただけるか。（宿舍借り上げ等の有無など）	市単独助成金に関する芦屋市の交付規則を追加掲載します。
25	募集要項 2 頁に、浜芦屋町 30 番については「現状有姿で引き渡す予定である。」とあるが、建物内部で使用されている備品等も含まれているか。	含みます。 ロッカーや事務机、エアコン等の備品、また、敷地内の物置についても残す予定です。
26	本募集における保育所及び小規模保育事業 A 型について、近隣の方等には説明会等による周知はされているか。	保育所については 11 月 9 日、11 日に住民説明会を行っております。詳細は、ホームページにて議事録を掲載しておりますのでご確認ください。 小規模保育事業 A 型については、説明会等は行っておりません。
27	様式 13-1 の「開園準備や開園後の取組等」の「(1) 開園準備や開園後の取組等」とは具体的にどのようなことを記述したらいいか。	応募書類の作成については「応募書類一式」の「応募における留意点等」をご確認ください。
28	保育所整備に対する反対意見があり、今後整備を進めていく中で「近隣対策費」を必要とした場合、これに対する市の補助について協議検討はして頂けるか。	市の補助については、募集要項 10 頁の「12 建設費及び運営費にかかる補助」に記載のとおり補助をする予定ですので、ご質問いただきましたような市の補助を行う予定はありません。
29	設計監理業者の選定にあたっても入札を要することのだが、建築工事入札のように、登録者名簿記載業者などの制約はないか。（業者選定基準の有無等）	募集要項 10 頁の「10 必要な施設の建設等に関すること」の(3)(4)に記載している内容については、建設工事の施工業者の決定に関する内容です。設計監理業者について想定した規定ではありませんが、その契約については、平成 29 年 3 月 29 日付け「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に則り執行してください。
30	添付書類について、原本証明が必要なものは正本だけでなく、副本 10 部にも原本証明を行うのでしょうか。	原本証明については、正本のみでかまいません。
31	様式 2 - 3、様式 2 - 4 について、添付書類として資格証明書と記載されているが、具体的にどのようなものを添付すればよいか。	様式の「資格等（幼児教育関係、社会福祉関係）」の欄に記載いただいた資格について、資格証明書を添付してください。
32	様式 3 について、添付書類として税に未納のないことの証明とあるが、法人として課税事業を行っておらず、税に関する証明を交付されていない場合はどのようにすればよいか。	課税事業を行っていない場合でも、証明書を交付請求することができます。
33	定款や規程、事業報告書等の添付書類について、両面印刷の小冊子（ホッチキス留め）として印刷したものを添付してもよいか。	ホッチキス留めの冊子を添付いただいてもかまいません。 ただし、募集要項 5 頁（「9 応募手続」）「(5) 応募書類の提出」「ウ 注意事項」の(ア)に記載のとおり、ページ番号（全ページの通し番号）を付記してください。

34	A 4 ファイルは紙ファイルでなく、ハードカバーのファイルを使用してもよいか。	ハードカバーのファイルを使用いただいてもかまいません。
35	受付予約をする際には、要約書の提出は必要か。	必要ありません。 受付予約票のみをメールで送付してください。
37	様式 2-7 について、添付書類に事業者の自己評価・第三者評価・利用者アンケートに関する書類とあるが、各施設のを添付すればよいか。それとも 1 施設分のみを添付すればよいか。	現に運営している全施設についてそれぞれ直近の書類を添付してください。
38	様式 5-1 について、添付書類に残高証明等とあるが、正本・副本全て原本、正本のみ原本、全て写し、いずれの形で添付すればよいか。	副本については写しでかまいません。正本については、原本もしくは写しに原本証明をしたものを添付してください。
39	職員勤務ローテーション表（小規模保育事業 A 型）について、19:00 の時点で必要人数が 1 となっているが、訂正してよいか。	19 時以降に保育を実施されない場合は、職員の配置は必要ありませんので 0 に訂正いただいてもかまいません。
40	様式 7 添付書類（安全対策マニュアル、危機管理マニュアル、緊急連絡体制、個人情報の取扱いに関する書類）、様式 8 添付書類（全体的な計画（現保育課程）、年齢別年間指導計画、年間行事予定）、様式 9 添付書類（アレルギー対応についてのマニュアルなど）、様式 10 添付書類（食育計画）について、運営する全施設について添付すればよいか。それとも 1 施設分のみ添付すればよいか。	様式 7 添付書類（安全対策マニュアル、危機管理マニュアル、緊急連絡体制、個人情報の取扱いに関する書類）、様式 9 添付書類（アレルギー対応についてのマニュアルなど）及び様式 10 添付書類（食育計画）については、事業者が運営している施設等で作成しているものをそれぞれ添付してください。（1 施設分のみで可） 様式 8 添付書類（全体的な計画（現保育課程）、年齢別年間指導計画、年間行事予定）については、本募集における保育所及び小規模保育事業 A 型の両方の書類を添付してください。詳細は、ホームページに掲載している「保育所・小規模保育事業 A 型設置運営事業者応募書類一覧」でご確認ください。
41	施設平面図、資格証明書については応募書類に添付したうえで、改めて第 3 次審査(実地調査)用の提出書類として提出するの。	応募書類に添付いただく書類は、本募集における保育所及び小規模保育事業 A 型の両方の施設平面図と、様式 2-3、様式 2-4 及び様式 6-3 の履歴書に記載いただいた資格の資格証明書です。 第 3 次審査（実地調査）用の提出書類に添付いただく書類は、実地調査を行う施設の施設平面図と、様式 B に記載いただいた資格の資格証明書です。 各様式にてご確認ください。